

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 3 月 28 日

更新日：令和 4 年 3 月 12 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒739-0443）広島県廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 21 号
（ヒロシマケンハツカイチシオキシオヤサンチョウメ 4 バン 21 ゴウ）

名称（フリガナ）：大野町漁業協同組合
（オオノチョウギョギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 寺西 浩二

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類（あさり）

3 農林水産物の名称

名称（フリガナ）：大野あさり（オオノアサリ）、Ono Asari

4 明細書の変更

大野町漁業協同組合（以下「組合」という。）は法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）組合員（組合所属の組合員をいう。以下同じ。）は、生産したあさが「大野あさり」の明細書に記載された生産の方法の各基準及び特性中に示されたあさりの大きさの条件（以下「明細書の基準」という。）を満たしていることの確認の結果を「大野あさり」生産・出荷日誌」（参考様式 1）にとりまとめ、出荷日数の 30 日毎に組合に提出する。

（2）組合は、組合員から提出された「大野あさり」生産・出荷日誌」の記載内容に不備がないか確認するとともに、年に 1 回以上組合員に対し行う現地確認において、明細書の基準を満たした生産が行われていること及び「大野あさり」生産・出荷日誌」が適切に記載されていることを確認し、その結果を「大野あさり」現地確認結果書」（参考様式 2）に記録する。

また、組合は、組合員の出荷先から定期的に、明細書の特性中に示されたあさりの大きさの条件を満たさないものが「大野あさり」として出荷されていないことを聞き取り確認し、その結果を「大野あさり」出荷状況確認結果書」（参考様式 3）に記録する。

なお、組合は、明細書の基準を遵守した生産が行われていないと認めたときは、臨

時に現地確認等の調査を行い、その結果を「大野あさり」調査・指導報告書（参考様式4）に記録する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 組合は、明細書の基準を遵守した生産を行っていない組合員に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、当組合は、是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書（参考様式4）に記録する。
- (2) 組合は、「大野あさり」の生産を行う組合員を対象に講習会等の機会を利用して年1回以上、明細書の基準の遵守について指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

組合は、組合員が5（1）により提出する「大野あさり」生産・出荷日誌に記載されている地理的表示にかかる記録に不備がないか確認するとともに、5（2）による現地確認により、明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること並びにその表示物を確認する。また、①から④までのあさりがないか確認する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり
- ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり
- ③ 登録標章のみが使用されているあさり
- ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 組合は、7の確認により①から④までについて認めたときは、当該組合員に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組合は、是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書（参考様式4）に記録する。
 - ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されている場合
 - ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されている場合
 - ③ 登録標章のみが使用されている場合
 - ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 組合は、6（2）に準じ、適正な地理的表示等の使用の遵守について組合員を指導する。

9 実績報告書の作成等

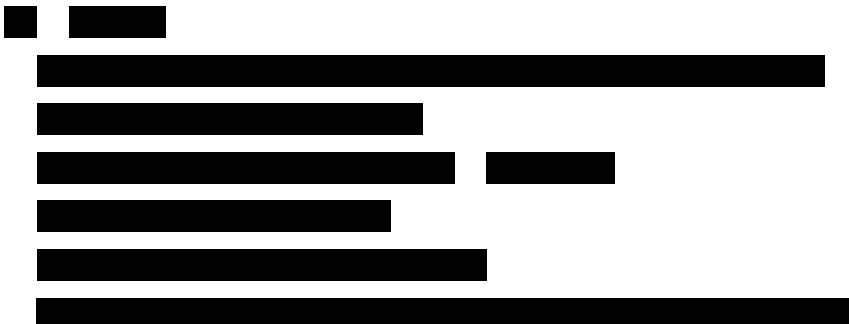
組合は、1月1日から12月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 「「大野あさり」現地確認結果書」(参考様式2)
 - ② 「「大野あさり」調査・指導報告書」(参考様式4)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、9(2)において作成・提出した書類及び以下(1)、(2)の書類を当組合の事務所において、また、(3)の書類を組合員においてその提出の日から5年間保存するものとする。

- (1) 「「大野あさり」生産・出荷日誌」(参考様式1)
- (2) 「「大野あさり」出荷状況確認結果書」(参考様式3)
- (3) 出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類



参考様式1

〇〇年「大野あさり」生産出荷日誌

氏名： _____ 行使漁場名： _____

出荷 日数	月	日	出荷先	出荷量 (kg)	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	漁 協 確認欄 ※3
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							
⑬							
⑭							
⑮							
⑯							
⑰							
⑱							
⑲							
⑳							
㉑							
㉒							
㉓							
㉔							
㉕							
㉖							
㉗							
㉘							
㉙							
㉚							

計

※1 あさりについて、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収獲されたものであること。

② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。

（ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収獲する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。

（イ）収獲は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。

（ウ）収獲の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。また、貝の外観や篩いにかけて時の音等から生きている貝のみを選別する。

③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。

④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさがらないこと。

① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり

② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり

③ 登録標章のみが使用されているあさり

④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 組合は、記載内容に不備がないことを確認の上、確認年月日、確認者名（確認者印も可。以下同じ。）を記録する。

〇〇年「大野あさり」現地確認結果書

漁協名： _____

	組合員氏名	確認日	漁場名	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	生産出 荷日誌 ※3	確認者名	指導の 有 無 ※4
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
⑯								
⑰								
⑱								
⑲								
⑳								
㉑								
㉒								
㉓								
㉔								
㉕								
㉖								
㉗								
㉘								
㉙								
㉚								

※1 あさりについて、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

- ① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収獲されたものであること。
- ② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。
 - （ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収獲する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。
 - （イ）収獲は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。
 - （ウ）収獲の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。また、貝の外観や篩いにかけて時の音等から生きている貝のみを選別する。
- ③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。
- ④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさりがいないこと。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり
- ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり
- ③ 登録標章のみが使用されているあさり
- ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 現地確認の結果、「大野あさり」生産・出荷日誌」が適切に記載されていること（出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類が適切に保存されていることを含む。）を確認した場合には「○」を記入する。

※4 「明細書の基準」又は「地理的表示」の基準が満たされていないこと、若しくは「大野あさり」生産・出荷日誌」の記載が適切でないことを確認した場合には、該当欄に「－」、「指導の有無」欄に「有」と記入し、指導内容・結果について、「大野あさり」調査・指導報告書」にとりまとめる。

〇〇年「大野あさり」出荷状況確認結果書

漁協名： _____

	出荷先業者名	確認日	明細書 の特性 ※	確認者名	指導対象情報
①					
②					
③					
④					
⑤					

※ 出荷先業者に対し、組合員から出荷された「大野あさり」の大きさが、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たさないものがないことを聞き取り確認し、「○」を記入する。

聞き取り確認の結果、上記に該当しないこと、その他、明細書の基準を満たしていないことが疑われた場合には、「－」を記入し、その概要を「指導対象情報」欄に記載する。
また、臨時に現地確認等の調査を行い、調査結果及び指導の内容・結果について、「「大野あさり」調査・指導報告書」に記録する。

参考様式 4

〇〇年「大野あさり」調査・指導報告書

対象組合員名：_____

調査・指導 日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止 策			

調査・指導 日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止 策			

調査・指導 日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止 策			

別記様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 3 月 28 日

更新日：令和 6 年 6 月 29 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒739-0434）^{ヒロシマケンハツカイチシオオノ} 広島県 廿日市市 大野 二丁目 8 番 5 号

名称（フリガナ）：^{オオノギョギョウキョウドウクミアイ} 大野 漁 業 協 同 組 合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 山下 公直

2 農林水産物等の区分

区分名：第 4 類 水産物類

区分に属する農林水産物等：貝類（あさり）

3 農林水産物の名称

名称（フリガナ）：^{オオノアサリ} 大野あさり、Ono Asari

4 明細書の変更

大野漁業協同組合（以下「組合」という。）は法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

- （1）組合員（組合所属の組合員をいう。以下同じ。）は、生産したあさが「大野あさり」の明細書に記載された生産の方法の各基準及び特性中に示されたあさりの大きさの条件（以下「明細書の基準」という。）を満たしていることの確認の結果を「大野あさり」生産・出荷日誌」（参考様式 1）にとりまとめ、出荷日数の 30 日毎に組合に提出する。
- （2）組合は、組合員から提出された「大野あさり」生産・出荷日誌」の記載内容に不備がないか確認するとともに、年に 1 回以上組合員に対し行う現地確認において、明細書の基準を満たした生産が行われていること及び「大野あさり」生産・出荷日誌」が適切に記載されていることを確認し、その結果を「大野あさり」現地確認結果書」（参考様式 2）に記録する。

また、組合は、組合員の出荷先から定期的に、明細書の特性中に示されたあさりの大きさの条件を満たさないものが「大野あさり」として出荷されていないことを

聞き取り確認し、その結果を「大野あさり」出荷状況確認結果書」（参考様式3）に記録する。

なお、組合は、明細書の基準を遵守した生産が行われていないと認めたときは、臨時に現地確認等の調査を行い、その結果を「大野あさり」調査・指導報告書」（参考様式4）に記録する。

6 明細書適合性の指導

- （1）組合は、明細書の基準を遵守した生産を行っていない組合員に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、当組合は、是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書」（参考様式4）に記録する。
- （2）組合は、「大野あさり」の生産を行う組合員を対象に講習会等の機会を利用して年1回以上、明細書の基準の遵守について指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

組合は、組合員が5（1）により提出する「大野あさり」生産・出荷日誌」に記載されている地理的表示にかかる記録に不備がないか確認するとともに、5（2）による現地確認により、明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること並びにその表示物を確認する。また、①から④までのあさりがないか確認する。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり
- ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり
- ③ 登録標章のみが使用されているあさり
- ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

8 地理的表示等の使用の指導

- （1）組合は、7の確認により①から④までについて認めたときは、当該組合員に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組合は、是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書」（参考様式4）に記録する。
- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されている場合
- ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合

- ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 「「大野あさり」現地確認結果書」(参考様式2)
 - ② 「「大野あさり」調査・指導報告書」(参考様式4)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、9（2）において作成・提出した書類及び以下（1）、（2）の書類を当組合の事務所において、また、（3）の書類を組合員においてその提出の日から5年間保存するものとする。

- (1) 「大野あさり」生産・出荷日誌（参考様式1）
- (2) 「大野あさり」出荷状況確認結果書（参考様式3）
- (3) 出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類

11 連絡先



Relationship Status	Percentage of Respondents
Yes	100%
No	0%

〇〇年「大野あさり」生産出荷日誌

氏名： _____ 行使漁場名： _____

出荷 日数	月	日	出荷先	出荷量 (kg)	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	漁 協 確認欄 ※3
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							
⑬							
⑭							
⑮							
⑯							
⑰							
⑱							
⑲							
⑳							
㉑							
㉒							
㉓							
㉔							
㉕							
㉖							
㉗							
㉘							
㉙							
㉚							

計

※1 あさりについて、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収獲されたものであること。

② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。

（ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収獲する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。

（イ）収獲は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。

（ウ）収獲の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。

また、貝の外観や篩いにかけて時の音等から生きている貝のみを選別する。

③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。

④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさりがいないこと。

① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり

② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり

③ 登録標章のみが使用されているあさり

④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 組合は、記載内容に不備がないことを確認の上、確認年月日、確認者名（確認者印も可。以下同じ。）を記録する。

〇〇年「大野あさり」現地確認結果書

漁協名：_____

	組合員氏名	確認日	漁場名	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	生産出 荷日誌 ※3	確認者名	指導の 有 無 ※4
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
⑯								
⑰								
⑱								
⑲								
⑳								
㉑								
㉒								
㉓								
㉔								
㉕								
㉖								
㉗								
㉘								
㉙								
㉚								

※1 あさりについて、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収獲されたものであること。

② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。

（ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収獲する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。

（イ）収獲は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。

（ウ）収獲の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。

また、貝の外観や篩いにかけた時の音等から生きている貝のみを選別する。

③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。

④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさがらないこと。

① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり

② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり

③ 登録標章のみが使用されているあさり

④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 現地確認の結果、「大野あさり」生産・出荷日誌」が適切に記載されていること（出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類が適切に保存されていることを含む。）を確認した場合には「○」を記入する。

※4 「明細書の基準」又は「地理的表示」の基準が満たされていないこと、若しくは「大野あさり」生産・出荷日誌」の記載が適切でないことを確認した場合には、該当欄に「－」、「指導の有無」欄に「有」と記入し、指導内容・結果について、「大野あさり」調査・指導報告書」にとりまとめる。

〇〇年「大野あさり」出荷状況確認結果書

漁協名： _____

	出荷先業者名	確認日	明細書 の特性 ※	確認者名	指導対象情報
①					
②					
③					
④					
⑤					

※ 出荷先業者に対し、組合員から出荷された「大野あさり」の大きさが、明細書の特
性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45 mmを超えるサイズも珍し
くないこと。）を満たさないものがないことを聞き取り確認し、「○」を記入する。

聞き取り確認の結果、上記に該当しないこと、その他、明細書の基準を満たしてい
ないことが疑われた場合には、「－」を記入し、その概要を「指導対象情報」欄に記
載する。また、臨時に現地確認等の調査を行い、調査結果及び指導の内容・結果につ
いて、「「大野あさり」調査・指導報告書」に記録する。

〇〇年「大野あさり」調査・指導報告書

対象組合員名：_____

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			

生産行程管理業務規程

平成 30 年 3 月 28 日

1 作成者

ヒロシマケンハツカイチシモノハマ

住所(フリガナ): (〒739-0433) 広島県廿日市市下の浜 4 番 17 号

ハマケボギョギョウキョウドウクミアイ

名称(フリガナ): 浜毛保漁業協同組合

代表者(管理人)の氏名: 代表理事組合長 山形 昇

2 農林水産物等の区分

区分名: 第4類 水産物類

区分に属する農林水産物等: 貝類(あさり)

3 農林水産物の名称

オオノアサリ

名称(フリガナ): 大野あさり, Ono Asari

4 明細書の変更

浜毛保漁業協同組合(以下「組合」という。)は法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 組合員(組合所属の組合員をいう。以下同じ。)は、生産したあさが「大野あさり」の明細書に記載された生産の方法の各基準及び特性中に示されたあさりの大きさの条件(以下「明細書の基準」という。)を満たしていることの確認の結果を「大野あさり」生産・出荷日誌(参考様式1)にとりまとめ、出荷日数の30日毎に組合に提出する。

(2) 組合は、組合員から提出された「大野あさり」生産・出荷日誌の記載内容に不備がないか確認するとともに、年に1回以上組合員に対して行う現地確認において、明細書の基準を満たした生産が行われていること及び「大野あさり」生産・出荷日誌が適切に記載されていることを確認し、その結果を「大野あさり」現地確認結果書(参考様式2)に記録する。

また、組合は、組合員が生産したあさりを集出荷するときに、あさが明細書の特性中に示されたあさりの大きさの条件を満たしていることを現物確認し、「大野あさり」出荷時チェック表(参考様式3)にその結果を記録する。

なお、組合は、明細書の基準を遵守した生産が行われていないと認めたときは、臨時に現地確認等の調査を行い、その結果を「大野あさり」調査・指導報告書(参考様式4)に記録する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 組合は、明細書の基準を遵守した生産を行っていない組合員に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、当組合は、是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書（参考様式4）に記録する。
- (2) 組合は、明細書の基準を満たさないあさりについては、「大野あさり」としての集荷及び出荷を行わない。
- (3) 組合は、「大野あさり」の生産を行う組合員を対象に講習会等の機会を利用して年1回以上、明細書の基準の遵守について指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 組合は、組合員が5（1）により提出する「大野あさり」生産・出荷日誌に記載されている地理的表示にかかる記録に不備がないか確認するとともに、5（2）による現地確認により、明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること並びにその表示物を確認する。また、①から④までのあさりがないか確認する。
 - ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり
 - ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり
 - ③ 登録標章のみが使用されているあさり
 - ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり
- (2) 組合が集出荷するあさは、出荷時に不適正な地理的表示等の使用がないか現物確認を行い、「大野あさり」出荷時チェック表（参考様式3）に記録する。

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 組合は、7の確認により①から④までについて認めたときは、当該組合員に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、組合は是正されるまでの間、当該組合員に対し、「大野あさり」としての出荷をさせないものとする。指導の結果は、「大野あさり」調査・指導報告書（参考様式4）に記録する。
 - ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されている場合
 - ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されている場合
 - ③ 登録標章のみが使用されている場合
 - ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合
- (2) 組合は、6（3）に準じ、適正な地理的表示等の使用の遵守について組合員を指導する。

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

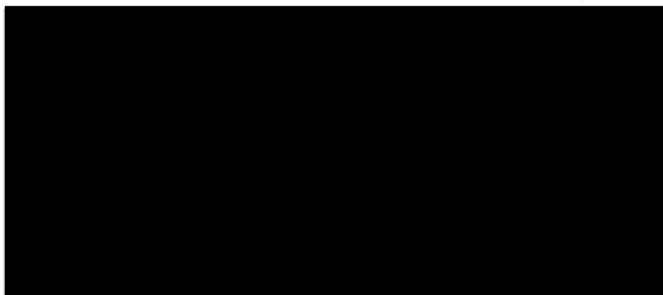
- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
 - ① 「「大野あさり」現地確認結果書」(参考様式2)
 - ② 「「大野あさり」調査・指導報告書」(参考様式4)
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

組合は、9(2)において作成・提出した書類及び以下(1)及び(2)の書類を組合の事務所において、また、(3)の書類を組合員においてその提出の日から5年間保存するものとする。

- (1) 「「大野あさり」生産・出荷日誌」(参考様式1)
- (2) 「「大野あさり」出荷時チェック表」(参考様式3)
- (3) 出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類

11 連絡先



参考様式1

〇〇年「大野あさり」生産出荷日誌

氏名： _____ 行使漁場名： _____

出荷 日数	月	日	出荷先	出荷量 (kg)	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	漁 協 確認欄 ※3
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
⑩							
⑪							
⑫							
⑬							
⑭							
⑮							
⑯							
⑰							
⑱							
⑲							
⑳							
㉑							
㉒							
㉓							
㉔							
㉕							
㉖							
㉗							
㉘							
㉙							
㉚							

計

※1 あさりについて、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収獲されたものであること。

② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。

（ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収獲する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。

（イ）収獲は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。

（ウ）収獲の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。また、貝の外観や篩いにかけた時の音等から生きている貝のみを選別する。

③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。

④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが35mm以上と大型で45mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさりがないこと。

① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり

② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり

③ 登録標章のみが使用されているあさり

④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 組合は、記載内容に不備がないことを確認の上、確認年月日、確認者名（確認者印も可。以下同じ。）を記録する。

〇〇年「大野あさり」現地確認結果書

漁協名：_____

	組合員氏名	調査日	漁場名	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	生産出 荷日誌 ※3	確認者名	指導の 有 無 ※4
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
⑯								
⑰								
⑱								
⑲								
⑳								
㉑								
㉒								
㉓								
㉔								
㉕								
㉖								
㉗								
㉘								
㉙								
㉚								

※1 あさりについて、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

① 広島県廿日市市地先大野瀬戸のあさり漁場で収穫されたものであること。

② 次の（ア）～（ウ）に掲げた方法により生産されたものであること。

（ア）漁業者は、各自に割り当てられた区割り内の漁場を管理し、当該区割り内のみで収穫する。なお、漁場機能を有効に発揮させるため、区割り内にはあさり種苗の放流を行うことができる。

（イ）収穫は、漁場の干出中に熊手を用いた手掘り漁法のみで行い、それ以外の漁法は用いない。

（ウ）収穫の際、「大野あさり」の特性を満たさない小型のあさは漁場に戻す。また、貝の外観や篩いにかけて時の音等から生きている貝のみを選別する。

③ 最終製品としての形態は、生鮮貝類（あさり）であること。

④ 大きさは、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが35mm以上と大型で45mmを超えるサイズも珍しくないこと。）を満たすこと。

※2 地理的表示について、現地確認の結果、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさがらないこと。

① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり

② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり

③ 登録標章のみが使用されているあさり

④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

※3 現地確認の結果、「大野あさり」生産・出荷日誌」が適切に記載されていること（出荷伝票等あさりの出荷実績を証明する書類が適切に保存されていることを含む。）を確認した場合には「○」を記入する。

※4 「明細書の基準」又は「地理的表示」の基準が満たされていないこと、若しくは「大野あさり」生産・出荷日誌」の記載が適切でないことを確認した場合には、該当欄に「－」、「指導の有無」欄に「有」を記入し、指導内容・結果について「大野あさり」調査・指導報告書」に記録する。

〇〇年「大野あさり」漁協出荷時チェック表

漁協名： _____

出荷 日数	月	日	出荷先	出荷量 (kg)	明細書 の基準 ※1	地理的 表示 ※2	確認者名	備考
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
⑯								
⑰								
⑱								
⑲								
⑳								
㉑								
㉒								
㉓								
㉔								
㉕								
㉖								
㉗								
㉘								
㉙								
㉚								

計

※1 組合から出荷する「大野あさり」の大きさが、明細書の特性に示された条件（殻長のほとんどが 35mm 以上と大型で 45mm を超えるサイズも珍しくないこと。）を満たしていれば、「○」を記入する。

なお、集荷時に上記に該当しないあさを認めた場合には、備考欄に「非有り」と記入し、当該出荷を行った組合員のあさが組合から出荷する「大野あさり」から除かれていることを確認するとともに、当該組合員に対し臨時に現地確認等の調査を行い、調査結果及び指導の内容・結果について「大野あさり」調査・指導報告書に記録する。

※2 地理的表示について、次の基準をすべて満たしていれば、「○」を記入する。

明細書の基準を遵守して生産されたあさりのみに地理的表示「大野あさり」及び登録標章が使用されていること。また、①から④までのあさがいないこと。

- ① 明細書に記載の生産の方法の各基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「大野あさり」が使用されているあさり
- ② 地理的表示である「大野あさり」のみが使用されているあさり
- ③ 登録標章のみが使用されているあさり
- ④ 地理的表示である「大野あさり」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているあさり

〇〇年「大野あさり」調査・指導報告書

対象組合員名：_____

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			

調査・指導日		漁協担当者	
調査結果 指導内容 及び 再発防止策			